

改正

令和6年3月29日告示第100号

令和8年3月24日告示第69号

鴻巣市こども食堂等応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、こどもの健やかな育成を図るため、市内においてこども食堂等を行う団体に対し、予算の範囲内において鴻巣市こども食堂等応援金（以下「応援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「こども食堂等」とは、こどもに対し、こども食堂（こどもに対する食事等の提供をいう。以下同じ。）、フードパントリー（弁当又は食材の配布又は配達をいう。以下同じ。）、学習支援教室、フリースクール、プレーパーク等のこどもの居場所の提供等を行う活動をいう。

(対象団体)

第3条 応援金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 鴻巣市こどもの居場所ネットワーク会議設置要綱（令和3年鴻巣市告示第278号）第3条第1号に掲げる団体等として同要綱第1条に規定するネットワーク会議の構成員となっていること。
- (2) 前年度までに市内におけるこども食堂等の実績があること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(対象事業)

第4条 応援金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するこども食堂等とする。

- (1) 月に1回以上、定期的に行っていること。ただし、当該活動を定期的には実施しないことに

ついて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (2) 事故発生時に適切に対応及び補償できる体制を整えていること。
- (3) 活動場所が市内であり、かつ、参加者に市内在住者がいること。
- (4) 活動の際、常時責任者を配置し、安全に配慮していること。
- (5) 活動規模に応じて、必要な従事者が確保されていること。
- (6) 営利を目的としていないこと。
- (7) 参加者の生活状況を把握し、必要に応じて関係機関等の支援につなげること。

2 対象事業は、前項に掲げるもののほか、別表の左欄に掲げる活動内容の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすものとする。

(応援金の額)

第5条 応援金の額は、次の各号に定める対象事業を行った月1月につき1万円とする。ただし、当該1月に異なる対象事業を行った場合（同日に異なる対象事業を行った場合を除く。）は、当該対象事業ごとに1月につき1万円とする。

- (1) こども食堂
- (2) フードパントリー
- (3) 学習支援教室
- (4) フリースクール
- (5) プレーパーク

2 対象事業を複数の場所において行った月があるときは、1万円にその月において対象事業を行った場所の数を乗じて得た額をその月分の額として算定するものとする。

(交付の申請)

第6条 応援金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請団体」という。）は、鴻巣市こども食堂等応援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鴻巣市こども食堂等活動報告書（様式第2号）
- (2) 営業届等の写し
- (3) 各種保険契約を締結したことが分かる書類の写し（利用者に食事を提供する団体に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、応援金の交付の可否を決定したときは、鴻巣市こども食堂等応援金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請団体に通知するものとする。

（応援金の請求等）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、速やかに鴻巣市こども食堂等応援金交付請求書（様式第4号）により、市長に応援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに応援金を当該交付決定団体に支給するものとする。

（応援金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けた団体に対し、交付した応援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年3月24日告示第69号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴻巣市こども食堂等応援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請に係る応援金について適用し、同日前に行われた申請に係る応援金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

活動内容	要件
こども食堂・フードパントリー	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生管理について、管轄の保健所に相談し、指導又は助言を得ていること及び開設の旨を届け出ていること。 2 利用者の食物アレルギーの有無を確認し、可能な範囲で食物アレルギーに対応すること。ただし、食物アレルギーに対応することができない場合は、利用者の健康被害防止のため、注意喚起を行う等適切に対応すること。 3 食中毒等の事故が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定め、従事者に周知徹底を図ること。 4 食中毒等の事故が発生したときは、速やかに市に報告すること。 5 食中毒等の事故発生時の対応のための保険に加入すること。 6 1回当たりおおむね10食以上の食事を提供すること。
学習支援教室・フリースクール・プレーパーク（食事の提供を伴うもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 学習支援教室及びプレーパークについては、利用料を無料又は低廉な実費の徴収にとどめること。 2 フリースクールについては、不登校児童生徒に対する相談又は指導を行うことを主たる目的としていることとし、不登校児童生徒に対する支援の経過について、保護者及び学校に定期的に報告をする等、保護者及び学校と連携し協力関係を築くこと。 3 利用者の食物アレルギーの有無を確認し、可能な範囲で食物アレルギーに対応すること。ただし、食物アレルギーに対応することができない場合は、利用者の健康被害防止のため、注意喚起を行う等適切に対応すること。 4 食中毒等の事故が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定め、従事者に周知徹底を図ること。 5 食中毒等の事故が発生したときは、速やかに市に報告すること。 6 食中毒等の事故発生時の対応のための保険に加入すること。

<p>学習支援教室・フリースクール・プレーパーク（食事の提供を伴わないもの）</p>	<p>1 学習支援教室及びプレーパークについては、利用料を無料又は低廉な実費の徴収にとどめること。</p> <p>2 フリースクールについては、不登校児童生徒に対する相談又は指導を行うことを主たる目的としていることとし、不登校児童生徒に対する支援の経過について、保護者及び学校に定期的に報告をする等、保護者及び学校と連携し協力関係を築くこと。</p>
--	---